

特別重点調査の基準

1 趣旨

この基準は、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領（以下「低入要領」という。）5（1）に該当する低入札価格調査対象者のうち、次の基準に該当する者に対し、低入要領6に定める調査に特別重点調査を追加して実施する。

2 基準

入札者が提出した工事費内訳書における4費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）について、次の①から④までのいずれかに該当する場合、特別重点調査の対象となる入札者（以下「調査対象入札者」という。）となる。

- ① 工事費内訳書の直接工事費が、本市の設計金額の直接工事費に87パーセントを乗じた額に満たない場合
- ② 工事費内訳書の共通仮設費が、本市の設計金額の共通仮設費に75パーセントを乗じた額に満たない場合
- ③ 工事費内訳書の現場管理費が、本市の設計金額の現場管理費に75パーセントを乗じた額に満たない場合
- ④ 工事費内訳書の一般管理費が、本市の設計金額の一般管理費に30パーセントを乗じた額に満たない場合

3 提出書類

調査対象入札者は、特別重点調査資料作成要領（以下「特別重点要領」という。）に従って作成した、別紙「特別重点調査に係る様式」及び特別重点要領に定めている添付書類（以下「調査資料」という。）を、本市の指定する期限までに全て提出しなければならない。

本市の指定する期限までに全ての調査資料を提出しない調査対象入札者は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし、落札者とししない。

4 特別重点調査の内容

（1）特別重点調査の実施方法

- ① 特別重点調査は調査資料をもとに、工事費内訳書が合理的、現実的であり、かつ、客観的な裏付けを有したものであるかについて、次の例のように徹底して調査し、工事費内訳書が契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかどうか確認する。

なお、特別重点調査において本市に提出する調査資料その他の書面については、全て合理的、現実的であり、かつ、客観的な裏付けを有したものでなければならず、主観的な要素その他明確な根拠資料を示すことができない要素を含むものについては認められないため、十分留意すること。

（例1）工事の施工に必要となる全ての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用であるとして、適切に計上されているかを確認する。

（例2）計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならず、現場への精通等といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算を

しているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているか、また、その見積金額が客観的な裏付けを有したものであるかなどを確認する。

（例3）計上する金額は、現実的なものでなければならず、単に下請予定業者の見積金額等によってだけでなく、原則として、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として客観的に見積もられたものであるかなどを確認する。

- ② ①の調査によって、工事の施工に必要な費用が工事費内訳書に適切に計上されているかどうか確認されるが、入札価格が調査基準価格を下回ることで、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に調査対象入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

（2）特別重点調査の実施に係る連絡等

- ① 開札後、本市から調査対象入札者に調査資料の提出について連絡する。その際、上記「2 基準」に該当することとなった費目（以下「該当費目」という。）を調査対象入札者に通知する。調査資料は、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）を経過する日の午後5時までに提出しなければならない。また、本市は、調査対象入札者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、当該契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、必要に応じ、調査対象入札者に対して、調査資料以外の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、調査対象入札者は、本市が求める調査資料のほか、当該契約の 내용에 適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

特別重点調査の調査資料の提出についての連絡は、迅速に落札業者の決定を行うため、入札説明書「19 入札参加資格の事後審査」と並行して実施する。特別重点調査と入札参加資格の事後審査とのいずれかの無効（失格）要件に該当することが判明した場合は、その段階で、その判明した理由により当該業者を落札者とししない。

- ② 調査資料の受領後、本市の指定する日に調査対象入札者からヒアリングを行い、契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがないかを厳格に確認するものとする。ヒアリング時の調査対象入札者の説明において、提出済の調査資料の内容変更又は追加提出をすることは認めない。なお、特別重点要領に従った記載がなされていない場合や定められた書類の全ての提出がない場合は、ヒアリングを実施せず、当該契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし、落札者とししない。
- ③ 提出すべき調査資料の不足や内容の不備等については、提出の前に調査対象入札者において十分に確認すること。なお、本市において当該資料の不足や内容の不備等が確認された場合には、原則として、当該契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし、当該業者を落札者とししない。
- ④ 調査資料については、提出期限後の差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、特別重点調査により本市が必要と認めた場合又は調査対象入札者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りでない。

なお、教示を踏まえた調査資料の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限は、原則として提出を指示した日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）を経過する日の午後5時とする。

当該教示は、本市において必ず行うものでなく、特別重点要領に従った記載がなされていない

場合や定められた書類の全ての提出がない場合等は、教示を行うことなく、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし、当該業者を落札者としなないことがある。

(3) 特別重点調査の手続

本市は、調査対象入札者が構築しようとする品質確保及び安全管理のための体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制のための費用について調査を行うほか、該当費目について、調査資料により厳格に確認を行う。ただし、該当費目のみの確認だけでは当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断しかねる場合は、該当費目以外の費目についても厳格に調査を行うものとする。

5 特別重点調査に係る失格となる判断基準

以下の点について、1項目でも該当する項目がある場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし、当該業者を落札者としなない。

(1) 調査の協力について

- ①ヒアリングに応じない。
- ②調査時に、不誠実な言動がある。
- ③本市において真にやむを得ないと認める場合を除き、調査対象者の事情により、本市が指定した日にヒアリングが実施できない。

(2) 特別重点調査資料について

- ①特別重点調査資料に不足があり、全てが整っていない。
《注意事項：資料受付時に本市では資料の確認を行わないので、欠落が無いよう十分確認すること。》

(3) 設計数量、材料の品質の確保について

- ①設計図書等で定める品質、規格等を満足していない。
- ②材料、製品について、設計図書等に適合した品質、規格等を満足していない。
- ③建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計図書等に合致していない。

(4) 積算内容について

- ①工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがある。
- ②工事費内訳書について、項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がある。
- ③金額が一括計上されているため、内容が確認できない。
- ④積算内訳が正しく記載されていない。
- ⑤施工不能な工法により積算されている。
- ⑥記載されている全ての単価及び価格について、過去に取引した実績のある契約書等の写し及びその内訳書その他当該金額が適切であることが確認できる資料により客観的な根拠が明確に示されておらず、計数的な根拠のある合理的、現実的かつ客観的なものである旨の確認ができない。
- ⑦手持資材、自社機械の所属等の確認ができない。
- ⑧入札時に提出した工事費内訳書と調査時に提出された調査資料との内容が整合していない。
- ⑨下請予定業者等の見積額が内訳書に正しく反映されていない。
《注意事項：内訳書には、必ず、下請け見積書に記載されている額と同額以上の額を計上すること。》

- ⑩労務単価が過去1年以内に支払った実績のある賃金額を下回っており、若しくは上回っている旨の確認ができず、又は最低賃金を下回っている。
- ⑪建設副産物について適正な処理費用が計上されていない。
- ⑫算出方法についての確に説明できない。
- ⑬取引予定業者からの聴取りより、内訳書記載価格がいわゆる「指し値」であるなど、不当に低額に設定されたことが明白である。

(5) 法令違反や契約上の基本事項について

- ①下請負額500万円以上の施工に係る下請け見積書を作成した下請予定業者が、建設業の許可を受けていない。
- ②その他法令違反があるものと認められる。

(6) 下請け見積書作成について

- ①全ての下請予定業者（二次以下の下請を含む。）の見積書が整っていない。
- ②工事内容（構造形式、規模、工法、制約条件等）に間違いがあり、又は間違いがない旨の確認ができない。
- ③記載されている全ての単価について、「調査内容」で規定している計数的な根拠のある合理的、現実的かつ客観的なものでなく、又は合理的、現実的かつ客観的なものである旨の確認ができない（過去に取引した実績のある契約書等の写し及びその内訳書その他当該金額が適切であることが確認できる資料の全てが整っていない。）。
- ④必要とする諸経費が計上されておらず、又は計上されている旨の確認ができない。
※諸経費とは、下請予定業者が配置する主任技術者等の給料・諸手当並びに下請予定業者が支出する現場経費及び本社経費をいう。
※下請け見積書については、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書等）により作成すること。

(7) その他

特別重点要領に従った記載がなされておらず、又は記載がなされている旨の確認ができない。

6 問合せ先・調査資料提出先

堺市上下水道局 下水道施設部 下水道施設課
〒590-0902 堺市堺区松屋大和川通3丁140番地2
電話：072-229-1725